

「伐採を促進するための合意支援に係る相続等登記費用支援補助金」 事前確認事項

確認事項	ご回答	
東京都に在住する個人である。また、本事業は、相続又は遺贈に伴う登記手続きである。	はい	いいえ
対象地域（八王子市、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村及び奥多摩町）に所在する森林（森林法（昭和26年法律第249号）第5条に規定する地域森林計画対象森林の相続人又は受遺者である。	はい	いいえ
交付申請時に提出する「事業計画書」に基づき、補助事業を誠実かつ計画的に遂行する意思がある。また、要綱等の定めに従い、所定の手続き（実績報告、請求手続き、事業に変更や遅延が生じた場合の届出等）を適切に行う。	はい	いいえ
相続人等を代表して、本補助事業に係る説明、手続き、費用等の分担、その他補助金や奨励金の分配等の一切について、他の相続人等と円滑な合意形成を図るなど、誠実かつ適切に行う。また、これに伴う関係者間相互の問題は自身の責任で解決する。	はい	いいえ
本申請に係る森林を含めて、不法投棄等の法令に違反する行為を行ったことはない。	はい	いいえ
事業の経費の見積りはすべて適正であり、虚偽・不正の内容にもとづく申請ではない。見積書に、本補助事業に必要な経費以外が含まれていないことを確認した。	はい	いいえ
印鑑証明書、納税証明書、氏名・住所の確認できる顔写真付きの公的な証明書の写し等の必要書類を提出できる。 また、本申請に当たり印鑑証明書の提出をもって、住所の証明に代えることとする。	はい	いいえ
本補助事業に係る経費について、国・東京都及びその政策連携団体等のほか道府県・区市町村等（以下「自治体等」といいます。）から助成金その他の財政的支援を受けていない。また今後、こうした支援を受けることはない。	はい	いいえ
審査の結果、申請額の全額又は一部が認められない場合があることを理解している。	はい	いいえ
住民税、固定資産税、その他租税（使用料等を含む。）の未申告・滞納等がない。	はい	いいえ
過去5年以内に、刑事法令による罰則の適用を受けたり、自治体等が実施する補助金の事業に関して、不正等の事故を起こしたものではない。 （法人等における代表者・役員等の地位におけるものを含む。）	はい	いいえ
民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く。）又は、私的整理手続中など本補助事業の遂行に関して、不確実な状況にない。	はい	いいえ
親族や親族が営む法人等との取引に関する経費が補助対象経費に含まれていない。	はい	いいえ
提出書類は、事実に基づき、私の意思で作成したものであり、内容を理解している。	はい	いいえ
対象森林について、本事業終了後は（登記完了後の所有者が複数人となる場合は、他の共同所有者を含めて）自治体等が実施する境界明確化等の取組をはじめとした森林循環の促進に向けた施策に、積極的に協力する意思がある。	はい	いいえ

本事前確認事項に記載した上記の内容は、事実と相違ありません。

年 月 日

住所

氏名（自署）

実印